

アニマルウェルフェアに配慮した 家畜の飼養管理等

令和2年10月

農林水産省

生産局畜産部畜産振興課

家畜のアニマルウェルフェア (Animal Welfare) とは

国際獣疫事務局 (OIE) のアニマルウェルフェアに関する勧告の序論では、

- 「アニマルウェルフェアとは、動物が生活及び死亡する環境と関連する動物の身体的及び心理的状态をいう。」と定義されている。
- 「5つの自由」は、アニマルウェルフェアの状況を把握する上で、役立つ指針とされている。

- 日々の家畜の観察や記録
- 家畜のていねいな取扱い
- 良質な飼料や水の給与

等

適正な飼養管理

家畜のストレスや
疾病の減少

家畜の本来持つ
能力の発揮

家畜の健康の維持

安全な畜産物の生産と
生産性の向上

「5つの自由」とは、

- ① 飢え、渇き及び栄養不良からの自由、
- ② 恐怖及び苦悩からの自由、
- ③ 物理的及び熱の不快感からの自由、
- ④ 苦痛、傷害及び疾病からの自由、
- ⑤ 通常の行動様式を発現する自由

我が国におけるアニマルウェルフェアの状況

- 家畜の飼養管理の一般原則として、「動物の愛護及び管理に関する法律」及び同法に基づいた「産業動物の飼養及び保管に関する基準」や「動物の殺処分方法に関する指針」が定められている。
- また、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるため、技術指導通知として「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」を発出。畜種別の飼養管理方法については「飼養管理指針」を作成。これらはOIEコードの改正などに合わせて随時改訂。令和元年には「輸送に関する指針」と「農場内における殺処分に関する指針」を作成。
- なお、「家畜伝染病予防法」に基づき、疾病の発生やまん延を予防するために定めた飼養衛生管理基準やJGAP家畜・畜産物認証の基準にも、アニマルウェルフェアに関する項目は記載されている。

<一般原則>

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法第105号)
産業動物の飼養及び保管に関する基準(環境省告示)
動物の殺処分方法に関する指針(環境省告示)

<基本的な考え方>

アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について(畜産振興課長通知)

<個別の飼養管理方法>

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針(肉用牛・乳用牛・ブロイラー・採卵鶏・豚・馬)
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針
アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針

<国際的指針>

OIEの陸生動物衛生規約(OIEコード)

「アニマルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方について」(令和2年3月16日付け畜産振興課長通知)

【概要】

- OIE(国際獣疫事務局)の陸生動物衛生規約(OIEコード)においてアニマルウェルフェアに関する勧告が順次採択されてきたことを踏まえ、平成29年に畜産振興課長名の技術指導通知を発出。
- 改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法第39号)において、獣医師が虐待を受けた動物を発見した時の通報義務化や国が地方公共団体に対する情報提供・技術的助言等を講ずるよう規程されたことや、前回通知発出後のOIEコードの見直しを踏まえ、技術指導通知の改訂版を発出。
- アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理を広く普及・定着させるための基本的な考え方を整理して示したもの(※)。
- 本通知については、環境省と連携して都道府県を通じ、管理者及び畜産関係者へ周知。

(※)アニマルウェルフェアの定義、5つの自由を確保するための対応、家畜の飼養管理に携わる者の責務等を提示

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」のポイント

- 消費者等のアニマルウェルフェアの関心の高まりと海外の動きに対応し、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」を畜種ごとに制定。

家畜の健康状態を把握するため、
毎日観察や記録を行う

飼養スペースの適切な管理・設定

家畜のていねいな扱い

アニマルウェルフェア
(家畜の快適性に配慮
した飼養管理)

家畜にとって快適な
温度を保つ

良質な飼料や水の給与

換気を適切に行う

畜舎等の清掃・消毒
を行い清潔に保つ

有害動物等の防除、駆除

家畜の能力が引き出され、家畜が健康になり、
生産性の向上や畜産物の安全につながる

アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針

((公社)畜産技術協会等策定)

- 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」については、学識経験者、生産者、獣医師、消費者等からなる検討会を設置し、平成21年から順次作成し、OIEコードの採択などを踏まえ随時改訂。
- 現場の生産者への普及を図るため、飼養管理指針の内容に関するチェックリストを作成・配布し、取組をさらに推進。

畜種	飼養管理指針	(参考)OIEコード
採卵鶏	平成21年3月(令和元年6月改訂)	(未策定)
豚	平成21年3月(令和元年6月改訂)	平成30年5月採択
ブロイラー	平成22年3月(令和元年6月改訂)	平成25年5月採択
乳用牛	平成22年3月(令和元年6月改訂)	平成27年5月採択
肉用牛	平成23年3月(令和元年6月改訂)	平成25年5月採択
馬	平成23年3月	平成28年5月採択※1
輸送	令和元年6月	平成17年5月採択
農場内の殺処分	令和元年6月	平成17年5月採択※2

※1「使役馬」について作成

※2疾病コントロールを目的とし作成

(参考) OIEの陸生動物衛生規約のうちアニマルウェルフェアについて

- OIEの陸生動物衛生規約(OIEコード)については、2002年からアニマルウェルフェアの作業部会を設置し順次、推奨事項として指針を策定。2005年に家畜の輸送に関する指針を採択。
- 畜種ごとの指針については、ブロイラー、肉用牛、乳用牛、使役馬、豚が策定済で、採卵鶏については未策定。
- 策定に当たっては、専門家により構成される委員会で素案を作成し、加盟国による意見提出を経て、総会で議論した上で採択。

- ブロイラー(2013): 温度環境、照明、空気の質、飼養密度の確保等
- 肉用牛(2013): 暑熱・寒冷ストレスの回避、去勢・除角の手順等
- 乳用牛(2015): //
- 使役馬(2016): 馬具の取扱い、適切な労働負荷等
- 豚(2018): 温度環境、空気の質、去勢・断尾の手順等
- 採卵鶏: 今後作成の見込み

* 国内の畜種別指針は2009年(平成21年)から順次作成・改訂



OIEは、1924年にパリで発足した政府間機関で、182の国と地域が加盟（我が国の加盟は1930年）。動物疾病に関する情報提供、動物由来食品の安全の確保やアニマルウェルフェアの向上等を目的としている。

「飼養管理指針」のポイント①(乳用牛、肉用牛)

- 農場内において、アニマルウェルフェアの考え方に対応した乳用牛・肉用牛の飼養管理を実施するための指針で、牛の飼養を行う者が対象。

【主な項目】

1 管理方法

- 牛が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- 牛を丁寧に扱うこと、除角などを行う際は、可能な限り苦痛を生じさせない方法をとること。
- 農場内における防疫措置等を適切に実施すること、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- 牛の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- 牛の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 牛舎・牛舎の環境等

- 日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- けがなどをしにくい構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。
- 牛にとって快適な温度域の維持のために暑熱等対策が講じられていること、牛舎内に常に新鮮な空気が供給され、牛の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

「飼養管理指針」のポイント②(豚)

- 農場内において、アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理を実施するための指針で、豚の飼養を行う者が対象。

【主な項目】

1 管理方法

- 豚が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- 豚は社会的順位的确立等のために闘争する習性があることを理解し、豚を丁寧に扱うこと。去勢などを行う場合には、過度なストレスの防止や感染症の予防に努めることとし、可能な限り苦痛を生じさせない方法をとること。
- 農場内における防疫措置等を適切に行うとともに、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- 豚の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- 豚の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 豚舎・豚舎の環境等

- 日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理設備を備えていること。
- けがなどをし難い構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること。特に、繁殖雌豚については、単飼では立ったり横になったりすることが妨げられることなくできる広さを確保すること。また、群飼方式の特徴に配慮しつつ、群飼の実施を検討することが推奨されること。
- 豚にとって快適な温度域の維持のため、暑熱等対策が講じられていること。豚舎内に常に新鮮な空気が供給され、豚の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

「飼養管理指針」のポイント③(採卵鶏・ブロイラー)

- 農場内において、アニマルウェルフェアの考え方に対応した採卵鶏・ブロイラーの飼養管理を実施するための指針で、鶏の飼養を行う者が対象。

【主な項目】

1 管理方法

- 鶏が快適に飼養されていることを、健康状態などの観察により、把握・記録すること。けが・病気の発生予防等に努めること。
- ヒナを群飼すると尾羽などをつつき合う習性があることを理解し、その防止措置を講ずること。鶏を丁寧に取り扱うこと。
- 農場内での防疫措置等を適切に行うこと、飼養する施設・設備を清潔に保つこと。
- 鶏の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- 鶏の発達状態に応じ、必要な栄養を含んだ飼料と、十分な量の新鮮な飲水を給与すること。

3 鶏舎・鶏舎の環境等

- 日常観察等が容易であり、病原体・有害動物の侵入防止等必要な管理施設を備えていること。
- けがなどをしにくい構造であり、適当な飼養スペースが確保されていること、ケージの高さは鶏が正常に立つことができる高さとする。エンリッチドケージ等は、闘争性の増加や個体の衛生管理等の面で研究の余地があることに留意すること。
- 鶏にとって快適な温度域の維持のため暑熱等対策が講じられていること、鶏舎内に常に新鮮な空気が供給され、鶏の正常な行動に必要な明るさが確保され、騒音が抑えられていること。

「飼養管理指針」のポイント④(馬)

○ 業として農場で馬を飼養する者を対象に、アニマルウェルフェアに適切に対応した馬の飼養管理を実践するための指針。

※ 本指針でいう馬は、競馬及び乗馬クラブ等で供用されている馬を対象として想定していない。

【主な項目】

1 管理方法

- 馬が快適に飼養されているか確認するため、少なくとも1日1回は、観察を実施すること。
- 馬は、臆病な動物であり、周囲の環境変化に敏感に反応するため、適切な技術と器具を用いて丁寧に取り扱うこと。
- 馬にとって快適な環境を提供することは、病気・事故の発生予防につながることから、建物、器具等の清掃を行い、施設又は設備を清潔に保つこと。
- 馬の管理者・飼養者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進を図ること。

2 栄養

- 馬の健康を維持するため、十分な量の粗飼料を給与し、その質にも十分留意すること。
- 飼料及び水は、異物混入や汚染のない安全で清潔なものを給与すること。

3 厩舎の環境等

- 厩舎は、風雨、暑熱・寒冷等を防ぐ構造とするとともに、けがの原因となるような突起物等がないように配慮すること。
- 厩舎内に常に新鮮な空気を供給するとともに、アンモニアやカビ、ほこり、二酸化炭素や湿気等を舎外に排出し、厩舎内の環境を快適に保つために、換気を行うこと。
- 馬は、音に敏感な動物であり、過度な騒音は、摂食量の減少等に繋がるおそれがあるため、厩舎内の騒音は、可能な限り小さくするとともに、絶え間ない騒音や突然の騒音は避けること。

アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送に関する指針(ポイント)

- 農場、家畜市場等での車両・コンテナ・船等への家畜の積み込みから、車両・船等での運搬、輸送先での家畜の積み下ろしまでにおいて、アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の輸送を実施するための指針で、家畜の輸送に携わる者が対象。

【主な項目】

1 家畜の輸送に関する基本事項

- 家畜の輸送に携わる者の全てが連携の上、責任を持って輸送するとともに、家畜を丁寧に取り扱い、快適な環境を確保することの重要性や必要性について十分理解し、家畜の快適性に配慮するために適切な対策を講じるよう努めること。
- 輸送にかかる時間は可能な限り短くすることが重要であり、過度の空腹、渇水、疲労が予測される長時間の輸送の場合は適切に給餌・給水・休息をとる必要があること。

2 輸送の準備

- 輸送する畜種や状態、積み込み・積み下ろしの場所や予定時刻、輸送距離や時間、輸送ルート、給餌・給水・休息の必要性と方法、防疫措置、緊急時の対応等を含めた適切な輸送計画を作成することが重要であること。

3 輸送する家畜の管理方法、環境等

- 家畜をよく観察し、適切な換気などに努めること。
- 利用する家畜に適した構造にすること。

○ 治療を行っても回復の見込みがない場合や、著しい生育不良や虚弱で正常発育に回復する見込みがない場合等、農場内において家畜を殺処分することが決定したという前提で、適切な方法で家畜の殺処分が実施されるための指針であり、家畜の農場内における殺処分に携わる者が対象。

* 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するために実施しなければならない殺処分については、「特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき行われるものとしている。

【主な項目】

1 農場内における家畜の殺処分に携わる者の責務

- 管理者(経営者等)は、実施者(殺処分の作業に携わる者)等に、獣医師等の指導を受ける機会を設け、その目的や必要性を十分理解させるとともに、家畜に対してできる限り苦痛を与えないよう努めさせる必要があること。
- 実施者等の安全にも配慮して家畜の保定や殺処分等の作業を実施させることが重要である。
- 管理者及び実施者は、殺処分に必要な家畜の基本的な身体的構造や行動様式等に関する知識の習得に努めることも重要であること。

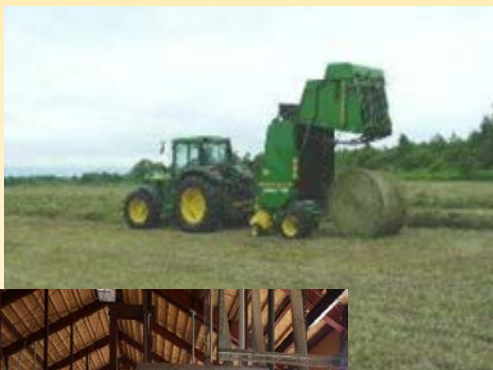
2 家畜の取り扱い等

- 家畜の殺処分を実施しなければならないと判断した場合には、可能な限り早期に殺処分を実施することが望ましいこと。
- 伝染性疾病の発生が疑われる場合、家畜伝染病予防法に基づき、適切な措置をとること。
- 畜種や家畜の状況、農場の設備や施設等によって適切な方法が異なることから、それぞれの農場によって適した方法を検討するよう努めること。
- 殺処分を実施する場合、意識がなくなってから確実な死に至るまで動物を観察すること。

【現場での実践例】 飢え、渇き、栄養不良からの自由

- 清潔で新鮮な水の給与と適切な栄養管理を行うことが大切。
- 適切な栄養状態を維持するためには、家畜の毎日の観察が大切。

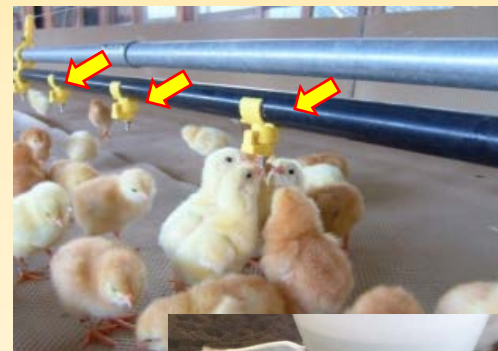
具体例



草食動物への良質な牧草の給与
自動給餌機による適切な飼料給与



健康状態を保つため、飼槽や
水槽のチェックと清掃



群内の争いを極力減らすため、
一度に多くの個体が食べたり
飲んだりできる給餌器や飲水
器の使用

【現場での実践例】 物理的、熱の不快さからの自由 恐怖及び苦悩からの自由

- 夏場の暑熱対策や冬期の寒冷対策を、畜種ごとの特性や月齢に応じて取ることが大切。
- 家畜を驚かせたりしないよう動物の取扱いを把握することが大切。

具体例



ミストの噴霧と換気扇による
畜舎の冷却



保温性に優れたジャケットを
着た子牛



自動換気装置による
温度などの管理



ガスストーブによる
ひよこの保温



牛が逃走を開始する
距離を事前把握

【現場での実践例】 苦痛、傷害及び疾病からの自由 通常の行動様式を発現する自由

- 畜舎の設計に際しては、家畜の行動様式に配慮するとともに、換気量の十分な確保や畜種の習性に応じた十分な光量の確保、清潔さを保てる材質の選択などが大切。
- 家畜の行動を日々観察することによって施設の問題を把握し、対策を講じていくことが大切。

具体例



天井からの採光や
換気扇の設置



おがくずを床に敷いて、
清潔さが保たれている畜舎



バースクレーパーによる適時の除糞



搾乳ロボットにより乳が
張れば、牛が自ら行動
し、乳房炎を予防



センサーによる
行動観察